

# 平成25年度 各種作業主任者・技能講習・特別教育のご案内

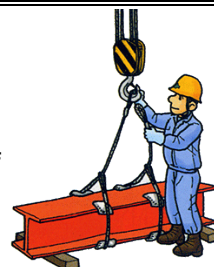
講習名			実施日	受講料 (税込・テキスト代含む)	定員
玉掛け技能講習	1回目	学科	1/20~21	27,850円 (テキスト代 1,600円)	30名
		実技	1/22~23		
	2回目	学科	3/3~4		20名
		実技	3/5~6		
小型移動式クレーン 運転技能講習	1回目	学科	1/27~28	33,100円 (テキスト代 1,600円)	30名
		実技	1/29~30		
	2回目	学科	3/10~11		20名
		実技	3/12~13		
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習			2/13~14	10,300円 (テキスト代 1,900円)	40名
足場の組立て等 作業主任者技能講習			2/24~25	10,000円 (テキスト代 1,600円)	50名
地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習			2/26~28	14,000円 (テキスト代 2,500円)	50名
石綿取扱い作業従事者特別教育			3/17	6,500円 (テキスト代 800円)	20名
自由研削用といしの取替特別教育			3/19	6,500円 (テキスト代 1,155円)	20名

**\*各講習とも定員になり次第締切、または各講習開始の1週間前を受付締切日とさせていただきます。**

平成二十五年十二月十八日(水)から受付開始

## \*注意事項

- ①玉掛け技能講習及び小型移動式クレーンは、各回共に学科2日間・実技1日間で全3日間の講習です。(実技の受講日は受付順にて振り分けます)
- ②自由研削用といしの取替特別教育と石綿取扱い作業従事者特別教育は、午後1時からの開始となります。
- ③受講料にはテキスト代が含まれています。(テキスト価格改定により、金額の変更が生じる場合があります。)



## \*受講資格

各作業主任者技能講習は満18歳以上で、該当職種の実務経験が3年以上(満18歳以降の実務経験年数)の方が受講できます。(実務経験について事業主の証明印が必要となります。)  
 その他の技能講習・特別教育につきましては、満18歳以上の方が受講できます。  
 また、各作業主任者技能講習・各技能講習につきましては、取得免許・資格や実務経験等により受講料や受講科目の一部が免除になります。免除に該当する要件は裏面に記載しております。  
 (該当される方は、免許証や修了証等、資格の証明書類の原本をご提示の上、写しを提出いただきます。)

## \*申込方法

当センター所定の受講申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、写真2枚(縦2.9cm×横2.5cm ※当センターにて撮影する場合、別途500円/枚が必要)及び受講料を添えてお申込み下さい。なお、複数の講習を受講の場合、写真の枚数が異なりますので、お問い合わせ下さい。  
 (受講申込書は当センター窓口にて配布の他、当センターホームページからもダウンロードが可能です。)

- 注1) 郵送でのお申込みは受講申込書・写真・受講料を添え現金書留にて送付下さい。※お電話での予約・お申込みはお受けしていません。  
 2) 一度納入された受講料につきましては、中止の場合を除きご返金いたしませんので、あらかじめご了承願います。  
 3) 各講習とも申込者数が10名未満の場合は、中止とさせていただきます。  
 4) 過去に当センターにて交付した技能講習修了証との統合が可能です(有料)。ご希望の方は受付時にお申し出下さい。  
 5) ご不明な点につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

**実施  
団体**

北海道労働局長登録教習機関  
 一般社団法人 **北見地域職業訓練センター運営協会**  
 (スキルアップセンター北見)

〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4  
 ☎ 0157-61-3116 FAX 0157-68-1285  
 URL : <http://www.suc-kitami.ac.jp>  
 E-mail : [info@suc-kitami.ac.jp](mailto:info@suc-kitami.ac.jp)

# 各種技能講習にかかる受講時間・受講料の一部免除について

## ◆玉掛け技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		21時間 (全3日間)	27,850円	満18歳以上
一部免除	免除①	18時間 (全3日間)	23,020円	小型移動式クレーンまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	21時間 (全3日間)	24,700円	労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第20条第6号若しくは第7号の業務または労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第36条第6号、若しくは第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または、鉱山において吊上げ荷重5トン以上のクレーン(令第20条第6号のクレーンに限る)の運転業務、または移動式クレーンの運転業務に1ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)
	免除③	21時間 (全3日間)	22,390円	玉掛け業務有資格者の指揮・指示のもと、クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊上げ荷重1トン以上の玉掛け補助業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆小型移動式クレーン運転技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		22時間 (全3日間)	33,100円	満18歳以上
一部免除	免除①	19時間 (全3日間)	27,640円	玉掛けまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン・デリック運転士、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	19時間 (全3日間)	30,580円	建設機械施工技術検定のうち、1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法、若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した方、または2級技術検定で昭和48年建設省告示860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した方。または車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了した方。
	免除③	22時間 (全3日間)	30,160円	労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務または労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで、若しくは第19号の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆足場の組立て等作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		14時間 (全2日間)	10,000円	満18歳以上の方で、足場の組立て・解体または変更に関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	4時間 (全1日間)	8,950円	技能検定とび1級・2級の合格者。
	免除②	2.5時間 (全1日間)	8,950円	とび科の職業訓練指導員免許の取得者。

## ◆地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		18時間 (全3日間)	14,000円	満18歳以上の方で、地山の掘削の作業または土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付または取り外しに関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	4時間 (全1日間)	7,750円	1・2級土木施工管理技術検定合格者。
	免除②	2.5時間 (全1日間)	7,750円	建設科・土木科・さく井科のいずれかの職業訓練指導員免許の取得者。

## ◆型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 (受講料はテキスト代・消費税込)

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		14時間 (全2日間)	10,300円	満18歳以上の方で、型枠支保工の組立てまたは解体に関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。
一部免除	免除①	2.5時間 (全1日間)	9,250円	建設科・建築科・建築ブロック科・とび科のいずれかの職業訓練指導員免許取得者。
	免除②	4時間 (全1日間)	9,250円	技能検定ブロック建築、またはとび1・2級の合格者。

※講習の免除に該当される方は、受講申込書と共に資格に関する証明書類の原本をご提示の上、写しをご提出いただきます。